

障害者総合福祉推進事業 指定課題一覧

番号	指定課題	求める成果
1	難病患者等の日常生活状況や福祉ニーズの調査	○日常生活の実態や、福祉ニーズに関する実態をとりまとめて、分析した報告書
2	障害者の定義・手帳制度などに係る海外の実態に関する調査	○障害福祉制度の概要及び当該制度に係る障害者の定義等をまとめた報告書及び各国の制度の対比表
3	地域生活支援事業の実施における地域間の差異に関する調査	○全国的な傾向、地域間の差異を比較検討できる客観的データを整理した報告書
4	障害者の情報保障に関する調査	○障害種別毎に情報保障の現状や利用状況、先駆的な取り組みを調査し、新たな情報提供の形態等について有効性、汎用性の検証を取りまとめた報告書
5	障害者が利用する福祉用具の制度の在り方に関する調査	○全国的に行ったヒアリングやアンケートによる障害者や支援者の意見を集約・分析した報告書
6	支給決定プロセス等に係る海外の実態に関する調査	○海外の実態に関する報告書と、各国の制度の対比表・支給決定の流れの図などの参考資料
7	障害者の相談支援のあり方に関する調査	○相談支援専門員の質の向上等を図るための相談支援専門員養成テキストとしても活用可能な相談支援ガイドライン
8	障害者の相談支援専門員の現任研修のあり方に関する調査	○現任研修受講対象者の研修ニーズの調査分析 ○現場で求められている実務能力や課題解決能力に関する重点的指導ポイントの整理 ○現任研修の効果的な実施内容、実施方法を含むプログラム案の提示 ○研修の企画運営にかかわる都道府県、関係者の役割の整理
9	自立支援協議会の活性化に向けた事例収集とガイドラインの作成	○「地域自立支援協議会の活性化指針」の作成 ○指針を全市町村に配布
10	障害者虐待防止に向けた調査と指針の作成	○「サービス提供事業所における虐待防止のための指針」の作成 ○「身体拘束への対応指針」の作成 ○都道府県を通じた関係者への指針の周知
11	障害福祉分野においてピアサポートを活用するための活動実態の調査	○ピアサポートの活動実態の調査結果及び分析結果についての報告書
12	ピアサポートの人材育成と雇用管理等の体制整備のあり方に関する調査とガイドラインの作成	○ピアサポーターを当事者の支援スタッフとしてサービス提供事業所が雇用する際の人材育成及び雇用等の体制整備の必要性や留意点について、事業者が活用できるようにわかりやすく簡潔にまとめた報告書とガイドライン
13	サービス管理責任者の人材育成とスキルアップのあり方についての調査と研修プログラム等の作成	○サービス管理責任者研修の（修正）カリキュラム及び標準テキスト案 ○サービス管理責任者研修の指導者ガイドライン（マニュアル） ○サービス管理責任者現任研修プログラム
14	知的障害者・精神障害者等の地域生活を目指した日常生活のスキルアップのための支援の標準化に関する調査とガイドラインの作成	○現行のサービス（自立訓練（生活訓練）通所型、訪問型、宿泊型等）利用者についての基礎データの分析等をまとめた報告書及び地域での生活スキルアップのための支援ガイドライン

番号	指定課題	求める成果
15	身体障害者の生活の自立に向けた訓練の標準化に関する調査	○身体障害の障害別に、年齢・詳しい障害の状況・家族状況等のデータの集約、分析内容が述べられている報告書
16	地域移行支援(知的・精神分野)プログラムの標準化と人材育成に関する調査	○地域移行にかかる精神障害者・知的障害者の現状と課題をまとめた報告書 ○地域移行支援・定着支援研修テキスト
17	生産活動を実施している事業のあり方についての調査	○障害者の就労・就労支援(教育・福祉・労働の連携含む)のあり方の議論に資するための就労支援等の実態把握及び課題の整理
18	障害福祉サービスにおける日中活動プログラムに関する調査	○健康づくりに関する日中活動プログラムの取組み状況等の実態把握、スポーツではなく日常動作の延長線上の動きを取り入れたプログラムの開発(対象は車椅子使用者、知的障害者に限定)、人材の養成についてまとめた報告書
19	医療ニーズの高い障害者等への支援策に関する調査	○医療ニーズの高い利用者を支援する事業所の実態及び課題の整理 ○医療ニーズの高い障害者等の生活実態及び課題の整理 ○関係団体等が把握している既存の実態調査結果等の分析 ○医療ニーズを満たすための支援策の提言
20	障害者支援施設等利用者の高齢化に伴う支援のあり方についての調査	○利用者の状況や利用施設のバリアフリーの状況等の実態把握及び高齢障害者への支援の在り方についての提言をまとめた報告書
21	障害児・者の移動支援のあり方に関する調査	○自治体調査、事業者調査、利用者調査により利用実態を把握・分析し、課題を整理した報告書
22	在宅の知的障害者・精神障害者等に対する支援のあり方に関する調査	○障害状況、年齢、家族状況等の環境によるニーズの相違等の分析や訪問系サービス等の利用状況、相談支援の利用状況の分析、課題の整理等を盛り込んだ報告書
23	訪問系サービス利用者のサービス利用状況等の実態把握に関する調査	○障害、年齢、疾病等別に、そのサービスの組み合わせ利用の状況、その特徴及び課題等について分析した報告書
24	障害児施設のあり方に関する調査	○障害児施設の現状・問題点・課題、障害児施設の基本方針、新たな制度における障害児施設の体系、新たな制度における障害児施設の基準、関係機関等との連携をまとめた報告書
25	障害児支援の強化に向けた福祉と特別支援教育における連携に関する調査	○卒業後の就労及び地域生活に向けた教育・福祉・労働に関する各施策の内容及び施策間の連携に関する現状と課題の整理
26	精神障害者地域生活移行支援のための当事者と障害福祉サービス事業所等への普及啓発及びアドバイザー研修プログラムの開発	○精神障害者への介護・福祉サービス提供に必要とする情報等の調査結果 ○当事者向けの障害福祉サービス利用普及啓発パンフレット ○都道府県担当職員、地域体制整備コーディネーター等を対象とする研修会の開催(3回程度)と、研修プログラムの評価結果
27	未治療・受診中断等の精神疾患患者へのアウトリーチ(訪問)支援モデルの開発と普及	○地域定着支援事業運営マニュアルの作成 ○行政担当者、保健所、精神保健福祉センター職員、精神科在宅医療・看護及び相談業務従事者、相談支援事業者等への地域定着支援に関する研修会実施(全国3カ所程度)と、研修プログラムの評価
28	依存症者に対する地域支援、家族支援のあり方についての調査とサービス類型の提示	○依存症当事者、支援者、家族等が参加する討論会の開催 ○新法で整備すべき依存症者が活用しやすいサービス類型の提示

番号	指定課題	求める成果
29	保健福祉領域における訪問活動を活用した精神保健ゲートキーパー機能についての調査とマニュアルの作成	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村等での訪問活動における精神保健対策（自殺防止の観点を含む）のマニュアルの作成 ○モデル的な人材育成研修の実施
30	精神疾患の社会的コストの推計	<ul style="list-style-type: none"> ○推計手法、推計結果をまとめた報告書
31	高齢精神障害者の生活の場の確保と社会資源の活用に関する調査と提言	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関の病床削減におけるノウハウ等の事例集 ○精神科病院の業務改革に必要な政策的提言
32	触法精神障害者（医療観察法対象者含む）の地域生活・社会復帰支援のあり方に関する調査と支援モデル等の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○地域生活・社会復帰支援モデルの作成 ○人材の育成プログラムの作成 ○研修会・ワークショップの開催と教授法の検証

平成22年度障害者総合福祉推進事業 指定課題（個票）

<p>指定課題 1</p>	<p>難病患者等の日常生活状況や福祉ニーズの調査</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>障害者自立支援法の支援の対象者は、身体障害者福祉法上の身体障害者など個別法を引用する形で規定しているが、新たな法制度においては、現在支援の対象となっていない難病患者なども含めて『制度の谷間』のない仕組みの検討が必要となっている。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>難病患者団体等を通じ、現在、障害者自立支援法の対象となっていない難病患者や慢性疾患患者に対して、日常生活状況や介助の必要性、求められる福祉的支援等に関するアンケート調査やヒアリングを実施し、これらの実態を明らかにする。</p>
<p>期待する事業成果</p>	<p>難病等患者について、以下の項目について基本的属性別（性、年齢、傷病・疾患名等）に実態をとりまとめ、報告書にまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活上の困難（居宅にあっては、入浴、排泄、食事、衣類脱着等、居宅外にあっては通院等の介護）を伴っているか ・日常生活上の困難に対して、どのようなサービスをうけているか（介護保険サービス、難病居宅支援サービス、自立支援給付等） ・日常生活上の困難に対して、どのようなサービスを望んでいるか（ホームヘルプサービス、移動支援サービス、住宅改修サービス、補装具等） ・日常生活上の困難の持続性（一時的なものか、6ヶ月以上続く継続的なものか、完全に固定したものか等）がどのような状態にあるか ・その他どのような生活上の諸問題（所得、就労、就学、家事等）を抱えているか ・障害者手帳の所持の有無
<p>担当課室・係</p>	<p>企画課 企画法令係</p>

指定課題 2	障害者の定義・手帳制度などに係る海外の実態に関する調査
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者自立支援法の支援の対象者は、身体障害者福祉法上の身体障害者など個別法を引用する形で規定しているが、新たな法制度においては、現在支援の対象となっていない難病患者なども含めて「制度の谷間」のない仕組みの検討が必要となっている。</p> <p>また、障がい者制度改革推進会議における論点の一つとして、手帳制度についても言及がなされているところ。</p> <p>このため、海外の障害福祉制度をはじめとした障害者の定義や手帳制度などの実態に関して、調査研究を行うこととする。</p>
想定される事業の手法・内容	文献調査や関係者へのヒアリング等により、障害福祉制度をはじめとした各制度における障害者の定義や、手帳制度などに関して海外の実態を明らかにする。
期待する事業成果	<p>以下の事項についてまとめた報告書及び各国の制度の対比表などの作成。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 障害福祉制度の概要及び当該制度に係る障害者の定義 ② その他の障害者施策に係る障害者の定義 (障害者差別禁止法制、障害者雇用制度、所得保障など) ③ 障害者手帳制度の実態 (制度の有無、手帳所持による効果、各障害者施策との関係など)
担当課室・係	企画課 企画法令係

<p>指定課題 3</p>	<p>地域生活支援事業の実施における地域間の差異に関する調査</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活支援事業は、実施主体である各地方自治体が、地域の特性や利用者の状況に応じて、サービス形態や利用方法等を柔軟に設定することが可能な仕組みとしているが、現状では地方自治体の財政状況など様々な要因により地域間格差があるとの指摘がある。 ・ このため、必須事業（特に移動支援事業やコミュニケーション支援事業）について、各地方自治体が定めている利用目的等の規定の状況と利用者の意見を調査することにより、現状では地方自治体の裁量に委ねられている事業の実施方法について、国・地方の役割について検討するための基礎資料を収集する。
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動支援事業及びコミュニケーション支援事業について、対象者、提供可能エリア、実施内容、支給量、利用者負担など、実施主体である各市町村が定める規定の状況や利用者の意見を調査する。 （例） ・ 実施要綱等の規定内容の分析、市町村に対するヒアリングやアンケートによる運用上の取扱いの把握等 ・ これらのサービスが実施されている地域の利用者の意見をヒアリングやアンケートにより、把握する。 ・ また、未だこれらのサービスが実施されていない地域における支援の必要性や代替している支援の実態を把握する。 【留意事項】 ・ 特定の地域に偏ることなく、全国的な傾向を調査すること。 ・ 地域間の差異を比較検討できるよう、客観的にデータを整理すること。
<p>期待する事業成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査に基づき、報告書を作成。 ア 報告書の作成にあたっては、調査項目について、特定の地域に偏ることがなく、全国的な傾向を明らかにする。 イ また、地域間の差異の内容が比較検討できるよう地域特性を考慮した上での客観的データを整理する。 ウ 明らかにされた事業の実態について、その要因についても可能な限り、分析を行う。 ・ 利用者の意見として強いものは、今後の事業展開の参考資料となるように、事業の実施主体である市町村に配付する。
<p>担当課室・係</p>	<p>自立支援振興室 地域生活支援係</p>

<p>指定課題 4</p>	<p>障害者の情報保障に関する調査</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者権利条約では、第21条「表現及び意見の自由並びに情報の利用」において情報の利用、提供のための措置が求められている。 ・ 障害特性に応じて必要とされる情報保障の内容や形態は様々であるが、地域における障害者への情報提供の社会資源は限られていることから、障害種別毎に情報保障の現状や利用者の意見、先駆的な取り組みなどを調査し、全国各地において実施可能な提供形態等について検討するための基礎資料を収集する。
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害種別毎の情報の利用意向、利用状況、課題についての調査とともに、新たな情報提供の形態等の有効性、汎用性の検証、提供のためのルール作りなどについて研究する。 (例) ・ 知的障害者や発達障害者などへの情報提供に有効な形態及び手法等の調査研究 ・ 行政情報、社会生活情報などの提供課題、先駆的取り組み等の調査研究 <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査にあたっては、障害当事者の意見を把握できるよう手法等に配慮すること。
<p>期待する事業成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査に基づき、報告書を作成。 ア 報告書の作成にあたっては、調査項目について、特定の障害種別に偏ることがなく、障害種別毎に調査を行う。 イ 障害種別毎に情報保障の現状、利用者の意見を整理し、問題点を分析する。 ウ 障害種別毎に先駆的な取り組みを調査し、問題点や有効性、汎用性について検証を行う。 エ 上記に基づき障害種別毎の新たな情報提供の形態についての提案を行う。この際、有効性、汎用性や配慮すべき事項を明らかにする。
<p>担当課室・係</p>	<p>自立支援振興室 社会参加支援係</p>

<p>指定課題 5</p>	<p>障害者が利用する福祉用具の制度の在り方に関する調査</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>障害者が利用する福祉用具の制度として、補装具費支給制度（自立支援給付）と日常生活用具給付等事業（地域生活支援事業の一事業）があるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両制度で統一的な取扱いとしてほしい。 ・レンタル制度を導入すべき。 ・福祉用具の適合には専門的な技術を要し時間がかかることから、「もの」の価格だけでなくサービス費を別に設定すべき。 ・補装具製作事業者を指定事業者制にすべき。 ・補装具判定の手続きを近くの医療機関等で行えるようにすべき。（補装具判定機関と地域の医療機関が連携すべき。） ・離島や山間地域については加算を設けるべき。 <p>等の意見がある。</p> <p>これらの意見について、どの程度望む声が強いか、他にどのような意見が多いのか、障害者やその支援者等に対し調査を行い、新たな総合福祉法の議論のための基礎資料とする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>福祉用具を利用する障害者や支援者の意見を、ヒアリングやアンケートにより把握する。</p> <p>【留意事項】 特定の地域に偏ることなく、全国的な調査とすること。</p>
<p>期待する事業成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査に基づき、報告書を作成。 <ul style="list-style-type: none"> ア 報告書の作成にあたっては、調査項目について、特定の地域に偏ることがなく、全国的な傾向を明らかにする。 イ 上記「指定課題を設定する背景・目的」に掲げる各種の要望について、どの程度望む声が強いか、他にどのような意見が多いのかが、比較検討できるような客観的データを整理する。 ウ 明らかにされた意見について、その背景・制度的な問題点についても可能な限り、分析を行う。 ・ 利用者の意見として強いものは、今後の参考資料となるように、日常生活用具給付等事業の実施主体である市町村に配付する。
<p>担当課室・係</p>	<p>自立支援振興室 社会参加支援係</p>

<p>指定課題 6</p>	<p>支給決定プロセス等に係る海外の実態に関する調査</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>現在、同じ状態の障害者には同じサービス必要度となる尺度として障害程度区分を導入した上で、サービスの支給決定に当たっては、この障害程度区分とともに、本人の利用意向、本人の置かれている環境等についても十分勘案することとし、支給決定の公平化・透明化を図っているところ。</p> <p>しかし、現在、障害程度区分については廃止する方向で検討することとされており、この障害程度区分の廃止後の支給決定のプロセスのあり方が論点となっている。このため、今後の議論の参考として、海外の実態に関して調査研究を行うこととする。</p> <p>また、現行制度においては、限りある財源を公平に分配するため、障害程度区分を踏まえて、国庫負担の精算基準（国庫負担基準）が設けられており、このあり方についても視野に入れつつ調査研究を行うこととする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>文献調査、現地調査（国、地方自治体からのヒアリング等）などにより、支給決定プロセス等に係る海外の実態を明らかにすること。</p> <p>調査対象については、下調べの上、北欧、中欧、北米など地域的なバランスをとった上で、支給決定プロセス等が似たような国を選定しないことを条件に3カ国以上調査すること。</p> <p>また、本年8月中を目途に、それぞれの国の支給決定プロセス等の概要について中間報告を行うこと（後述する各国の制度の対比表などの参考資料の作成も行うこと）。</p>
<p>期待する事業成果</p>	<p>特に、以下の事項について調査することとし、報告書に加えて各国の制度の対比表、支給決定の流れの図など、支給決定プロセス等のあり方について議論する際にそのまま使用できるような参考資料も作成すること。</p> <p>なお、資料を作成する際には、一般の人にも分かりやすいよう、平易かつ簡潔にまとめること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 具体的な支給決定の流れ（障害者がサービスの利用申請を行う際の相談支援から申請後、サービスを実際に利用するまでの流れ。第三者委員会などが手続きにからむ場合には、その委員会の役割や委員構成（半数以上を障害当事者とするなど）なども含む。） ② 手続きに関する指針（サービスの支給決定を行う際に判断の参考となる国又は自治体の指針（ガイドライン）など） ③ 支給決定に異議がある場合の手続き（第三者委員会が異議申立に係る審査を行う場合にはその委員構成や、判断の際の指針等があればその旨も調査すること。） ④ 長時間、サービスを利用する際の特別な手続きの有無 ⑤ サービスに係る費用の公費負担の仕組み（国の負担は補助的経費が義務的経費か、国の国庫負担基準の有無、国庫負担基準を超えて自治体が公費負担をする際の国の財政支援の有無等）
<p>担当課室・係</p>	<p>障害福祉課 企画法令係</p>

<p>指定課題 7</p>	<p>障害者の相談支援のあり方に関する調査</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>障害者自立支援法においては、その理念の一つとして障害者が地域で自立した生活を営むことのできる社会を目指すことを掲げており、そのために、身近な相談支援体制整備の推進を図ることとしている。</p> <p>また、平成21年7月に廃案となった障害者自立支援法改正案では、病院や施設から地域に移行し定着するための相談支援を個別給付化する等、相談支援体制の充実強化が図られることとされており、障害者自立支援法廃止後の新たな総合的な制度においても、障害者の権利擁護やサービス利用手続き等に関連して、相談支援体制の整備充実がより一層求められることが想定される。</p> <p>障害者の相談支援に関する国の指針としては、「障害者ケアガイドライン」（平成14年3月）、「相談支援の手引き」（平成18年7月）があるものの、現在の相談支援については、相談支援専門員の業務が不明確であり地域間格差や事業所間格差が見られるとの指摘がある。</p> <p>今後、障害者の地域移行をさらに推進していくためには、質の高い相談支援が全国で展開されることが重要であり、このためには、相談支援専門員及び相談支援事業者が行うべき業務等を標準化することが必要である。</p> <p>そこで、当調査研究では、これまでに実施されている調査研究報告等を基にして、全国の相談支援事業の現状を把握分析して課題を明らかにするとともに、これを踏まえて、相談支援専門員の質の向上等を図るための相談支援専門員養成テキストとしても活用可能な「相談支援ガイドライン」を作成する。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>研究班構成メンバーには、相談支援の関係団体、有識者、自治体関係者等を含むものとする。</p> <p>まずは、これまでの先行研究報告等を集積して、相談支援体制及び相談支援専門員の質に主眼を置いた現状分析を行う。</p> <p>次に、この現状分析の結果を踏まえて、相談支援専門員が行うべき業務及びそれを遂行するために必要とされる標準的な能力や技術等について整理してまとめ、「相談支援ガイドライン」として示す。</p> <p>さらに、相談支援専門員の人材育成に係る研修での「ガイドライン」の活用策について提言を行う。</p>
<p>期待する事業成果</p>	<p>「相談支援ガイドライン」には、以下の項目についてわかりやすくまとめられていること。</p> <p>① 総論</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者福祉制度と相談支援（制度的定義、ケアマネジメント技法による相談支援の必要性など） ○ 相談支援の基本的考え方及び相談支援専門員の役割（権利擁護との関係を含め） ○ 相談支援と地域自立支援協議会の関係 <p>② 各論</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般的な相談支援について <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的な相談支援の基本業務 ・ ピアサポートの活用 ・ 児童、発達障害者など対象者の特性を踏まえた相談支援 ○ サービス利用計画作成について <ul style="list-style-type: none"> ・ インテイクからエバリュエーションまでのプロセスと基本業務 ○ 地域移行支援、定着支援にかかる相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域移行支援と定着支援の基本業務 ○ 相談支援の留意点 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援事業所の運営 ・ 相談支援専門員の自己評価 ③ ガイドラインの活用策 ④ 参考資料 <p>相談支援専門員の人材育成（養成研修）に関して、初任者研修、現任研修、実務研修（OJT）の関係を明らかにし、相談支援専門員の質の向上等のために求められる現行カリキュラムの改善点についても明示すること。</p>
担当課室・係	障害福祉課 相談支援係

<p>指定課題 8</p>	<p>障害者の相談支援専門員の現任研修のあり方に関する調査</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>相談支援専門員を養成する研修に関して、現行制度では、初任者研修と現任研修（初任者研修修了年度の翌年度から5年度ごとに受講）がある。</p> <p>※ 全国の初任者研修修了者 35,289 人のうち現任研修修了者は 3,368 人（平成 21 年 4 月現在）</p> <p>相談支援専門員は、より実践的なスキルを獲得したいという研修ニーズは高いものの、現任研修の内容自体は、この研修ニーズに合ったものになっていないとの指摘がある。</p> <p>障害者が地域で安心して生活するには、身近な相談支援体制の中核を担う相談支援専門員の質の向上が必須であり、このため相談支援専門員の養成研修の充実が喫緊の課題である。</p> <p>したがって、特に現任研修について、単なる資格更新のための研修とするのではなく、研修ニーズを踏まえつつ、相談支援専門員が、最新の情報を得つつ効果的にスキルアップできるような研修とする必要がある。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>研究班員には、相談支援の関係団体、有識者、自治体関係者等を含むものとする。</p> <p>当調査研究では、現行の現任研修の内容や実施方法等について具体的な工夫を講じるために、まず、研修受講者の研修ニーズを分析するとともに、現在の現場で求められる実務能力や課題解決能力、技術等を明らかにして現任研修の研修プログラム案を提示する。</p> <p>研修プログラム案を作成するにあたり、試行的な研修を実施してその効果を検証するとともに、必要な修正を行い、都道府県において実施可能な現任研修のプログラム及び実施方法を提示する。</p>
<p>期待する事業成果</p>	<p>報告書の内容については、以下の事項を含むこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現任研修受講対象者の研修ニーズの調査分析 2 現場で求められている実務能力や課題解決能力に関する重点的指導ポイントの整理 3 現任研修の効果的な実施内容、実施方法を含むプログラム案の提示 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3日連続研修以外に、実務者が受講可能な研修の実施方法の検討 ・ ニーズに合わせたコース選択方式の検討 ・ 派遣要請に応じて現地に介入して対応する方式の検討 など 4 研修の企画運営にかかわる都道府県、関係者の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県にとっても過度な負担がかからず、かつ、地域全体のレベルアップを図れる研修の企画運営方法や役割分担等を示すこと。 <p>（例）コース選択を可能とするブロック研修の実施 研修の企画設計において職能団体を活用するなどの方法 等</p>
<p>担当課室・係</p>	<p>障害福祉課 相談支援係</p>

<p>指定課題 9</p>	<p>自立支援協議会の活性化に向けた事例収集とガイドラインの作成</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>平成21年7月に廃案となった障害者自立支援法改正案では、自立支援協議会について設置を義務づけることとし、市町村、都道府県レベルにおいて、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場の構築を図ることとしていた。</p> <p>市町村の自立支援協議会の設置率は、平成21年4月現在で79%となっており、21年度中の設置予定を含めると90%となる。</p> <p>しかし、実際のところは、自立支援協議会を設置していたとしても形骸化しているとの指摘があり、運営上の課題も多いところである。</p> <p>さらに、個別の相談支援から明らかになる地域の課題に対して、自立支援協議会においてどのように対応されているのかについて、具体的事例も含めて現状を十分に把握しているとは言い難い。</p> <p>このため、当調査研究は、自立支援協議会に係る現状を把握した上で、個別の相談支援から自立支援協議会における課題解決までのプロセスを明示するなど、自立支援協議会の活性化に向けた指針を作成することを目的として、実施することとする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自立支援協議会の実態調査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県を通じ調査票を配布し、全市町村の自立支援協議会及びその下に設置される部会の運営状況、教育・就労分野のネットワークによる社会資源の開発例等の実態について収集把握する。 ・ これらの実態に対して都道府県の関与の状況を把握する。 ※ なお、この実態調査については、厚生労働省の担当課と密接に連携をとり実施するものとする。 ○ 上記の実態調査の結果を踏まえ、さらに研究班において自立支援協議会の形骸化の要因や、課題解決プロセスなどを分析 <ul style="list-style-type: none"> ・ その際には、当調査研究は指針の策定が目的であることを考慮し、大都市など人口規模、相談支援事業等の活動状況などを考慮して、標準的な対象を抽出する。 ○ 自立支援協議会の運営に当たって、都道府県が行うべき効果的な関与に係る指針を作成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県の関与の効果的な実施事例を含めて指針を作成する ・ 指針作成にあたっては、個別の相談支援から自立支援協議会における課題解決までの流れの明示や、効果的に取り組むためのポイントを提示する等、実用的であることが必要。

<p>期待する事業成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「自立支援協議会の活性化に向けた指針」の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係者が自立支援協議会を活用し、地域の課題解決を行うことができるよう、その方策を検討することとし、その検討に当たっては、具体的な事例を（何故、何を目的に、いつ、どこで、誰が、どのように、どの程度の費用でという5W2Hの観点から）整理すること。 ・ 指針は以下の構成により作成すること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 自立支援協議会の実施状況 ② 自立支援協議会に設置される部会の実施状況 ③ 個別の相談支援を踏まえた地域の課題の整理方法 ④ 自立支援協議会が地域の課題解決を図るに当たって、地域における社会資源を整備・活用した具体的な事例の分析 ⑤ 都道府県の効果的な関与のあり方 ⑥ 自立支援協議会における議論を、障害福祉計画への反映 ○ 「自立支援協議会の活性化に向けた指針」の全市町村への配布 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会の実施等による普及など
<p>担当課室・係</p>	<p>障害福祉課 相談支援係</p>

<p>指定課題 10</p>	<p>障害者虐待防止に向けた調査と指針の作成</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>施設内の虐待の実態については、死亡事件事例も含め十分に把握されていないが、この一つの要因として、認知症の高齢者等への身体拘束ガイドラインのような指針が障害福祉分野において作成されていないことが指摘されている。</p> <p>特に、強度行動障害者等への身体拘束のあり方については、支援手法の差違が大きいこともあり、考え方の整理が遅れているところである。</p> <p>このような状況を踏まえると、障害者に対する虐待の防止の観点から、関係事業所、関係機関の協力を得て障害者虐待への対応指針を示すことは必要である。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービス提供事業所（施設）における虐待防止指針や身体拘束対応指針に関する検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討会の設置（虐待防止指針作業グループ、身体拘束対応指針作業グループの2つの作業班を設置） ・ 下記情報から100事例程度の事件事例の抽出 <ol style="list-style-type: none"> ① ヒアリング調査 ② 事例の背景、都道府県による指導事項、課題について分析 ③ 強度行動障害者等障害種別毎の身体拘束の実態について詳細に（理由、同意、記録、監査結果など）確認 ・ 虐待防止指針、身体拘束対応指針を作成 ※ 上記検討においては、国が把握した「虐待及び身体拘束事例の実態」の情報を参考して研究を進めること。国の虐待に係る情報収集は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去5年間にわたる障害福祉サービス事業所で起きた虐待及び虐待に類似する事件事例 ・ 虐待防止取り組み事例
<p>期待する事業成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「サービス提供事業所における虐待防止のための指針」の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事例分析を踏まえ第三者チェックシステムを含めた対応指針を以下のポイントに基づき作成すること <ol style="list-style-type: none"> ① 障害者虐待の考え方 ② 虐待の実態 ③ 虐待防止のための基本的視点 ④ 相談、通報の対応方法 ⑤ オンブズマン等の活用 ⑥ 身体拘束の考え方 ⑦ 職員研修等質の向上への取り組み ○ 「身体拘束への対応指針」の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事例分析を踏まえ以下のポイントに基づき作成すること <ol style="list-style-type: none"> ① 身体拘束への基本的考え方 ② 身体障害、知的障害、精神障害それぞれの身体拘束の考え方 ③ 高齢分野で示している「緊急やむを得ない場合」の3要件等との整合性 ④ 医療における身体拘束との関係性 ○ 都道府県を通じた関係者への指針の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修を実施すること ・ 指針を配布すること
<p>担当課室・係</p>	<p>障害福祉課 相談支援係</p>

<p>指定課題 11</p>	<p>障害福祉分野においてピアサポートを活用するための活動実態の調査</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>ピアサポートとは、一般に同じ課題や環境を体験する人がその体験からくる感情を共有することで専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られることを言い、身体障害者自立生活運動で始まり、知的障害や精神障害の分野でも定着し始めている。例えば、長期に入所又は入院する障害者の施設や病院を訪問して地域生活の情報提供や外出時の同行支援、不安に対する傾聴と助言等の活動を行う障害者はピアサポーターと呼ばれ、全国各地で取り組みが始まってきている。</p> <p>障害者自立支援法においては平成21～23年度までの障害者自立支援対策臨時特別交付金(基金事業)の「相談支援体制整備特別支援事業」で、相談支援体制の充実強化を図る一環として障害者同士の助け合い支援(各種の交流事業の実施)としてピアサポートの推進を行うこととしている。</p> <p>今後、これらピアサポーター(ピアカウンセラー、ピアヘルパー、ピア生活支援員、ピア推進員等)による支援の有効性が着目されて活躍の場が増え、それに伴い、ピアサポートの活用を図るための研修や活動のあり方等が課題となると想定される。</p> <p>しかし、その活動実態については平成20年度福祉行政報告例からピアカウンセラーの支援内容別の相談活動件数について把握が始まったばかりで、詳細は把握されていない。</p> <p>そこで、本研究では、ピアサポーターの現在の活動状況について、何時、どこで、どのような身分で、どのような活動をしているのか等詳細に調査して実態を明らかにし、それを踏まえて、ピアサポートの活動の在り方についての課題等を整理することを目的とする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>当研究事業を実施する調査研究団体は、全国調査が可能な団体を想定。</p> <p>1 調査対象</p> <p>全国での活動状況の実態を把握するために、以下の事業所等について悉皆調査を行う。</p> <p>その上で、モデル事業所(障害別・地域別)を抽出して、詳細な活動内容等について調査し実態を把握する。</p> <p>なお、この調査は、障害当事者(ピアサポーター)が障害者に直接支援を行う場合の支援の実態について調査することが主目的であるので、障害者の家族によるピアサポートや障害当事者が事業所の事務員や授産活動の補助職員等として雇用されているものについては、調査項目に含まれてもよいが、その区別が明確にできていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援事業所 ● 地域活動支援センター ● 自立訓練事業所 ● 居宅介護事業所 ● その他ピアサポーターが活動していると想定できる事業所

	<p>2 調査内容</p> <p>ピアサポーターの基本事項(性別、年齢、主たる活動の場、障害者手帳・年金受給の有無等)、ピアサポートの(支援)内容、ピアサポートの障害種別(支援者・利用者とも)、研修受講の有無、支援頻度、ピアサポートの活動での処遇状況(雇用関係、給与等) 等</p> <p>なお、当調査においては、個人情報保護の観点等から倫理審査会を設置し審査を受けること。</p>
<p>期待する事業成果</p>	<p>報告書については以下の構成とし、調査手法と調査結果及び分析結果について詳細かつわかりやすく記述すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 相談支援事業所、地域活動支援センター、自立訓練事業所、居宅介護事業所、その他ピアサポーターが活動していると想定できる事業所での以下の事項を中心とする障害当事者(ピアサポーター)の活動実態 <ul style="list-style-type: none"> ・ ピアサポーターが勤務する事業所の基本事項(法人の形態、事業の種類と単独・多機能事業所の別、全職員数と常勤・非常勤の別、ピアサポーターの雇用人数 等) ・ ピアサポーターの基本事項(性別、年齢、主たる活動の場、障害者手帳・年金受給の有無 等) <ul style="list-style-type: none"> ・ ピアサポートの障害種別(支援者・利用者とも) ・ ピアサポートの(支援)内容 ・ 研修受講の有無 ・ 支援の頻度 ・ ピアサポートの活動での処遇状況(雇用関係、給与等) 等 2 明らかにされた活動実態の分析と課題の明示 3 今後、ピアサポートの専門家として障害当事者を支援スタッフとして活用するために必要とされる研修や配慮 等
<p>担当課室・係</p>	<p>障害福祉課 地域移行支援係</p>